

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月8日（水）、第14回の委員会が開かれました。

- 1 ①法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）
- ②司法試験法等の一部を改正する等の法律案（階猛君外2名提出、衆法第5号）
  - ・柴山文部科学大臣、平口法務副大臣、政府参考人及び提出者階猛君（国民）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。  
（質疑者）串田誠一君（維新）、川内博史君（立憲）、城井崇君（国民）、畑野君枝君（共産）、吉川元君（社民）、笠浩史君（未来）
  - ・両案に対し、初鹿明博君（立憲）、城井崇君（国民）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）、吉川元君（社民）が討論を行いました。
  - ・②について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－国民、維新 反対－自民、立憲、公明、共産、社民、未来）
  - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、公明 反対－立憲、国民、共産、維新、社民、未来）
  - ・①に対し村井英樹君外5名（自民、立憲、国民、公明、維新、未来）から提出された附帯決議案について、牧義夫君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立憲、国民、公明、維新、社民、未来 反対－共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 串田誠一君（維新）

- (1) 旧司法試験において受験生の競争が激化していたことに対する法務省及び議員提出法律案提出者階猛君の認識
- (2) 現行の司法試験がペーパー試験である限り、その対策として学生による予備校への依存が大きくなることへの懸念
- (3) 創造的な思考力を有する人材を育成する観点からの司法試験問題の改善の必要性に対する議員提出法律案提出者階猛君の見解
- (4) 司法修習の期間
  - ア 議員提出法律案において1年2か月とした趣旨
  - イ 現行の1年が妥当であるとする根拠
- (5) 内閣提出法律案により法曹界における人材の多様性が実現する見込みに対する文部科学省及び議員提出法律案提出者階猛君の見解
- (6) 内閣提出法律案の改正事項の事後評価の時期及び基準

## 川内博史君（立憲）

- (1) 内閣提出法律案における法科大学院在学中の司法試験受験の認容
  - ア 4月26日の本委員会における平口法務副大臣の「受験の認容は与党文科・法務合同部会での指摘による」旨の答弁における当該部会の具体的日時並びに同部会における柴山文部科学大臣の出席の有無及び発言内容
  - イ 4月26日の本委員会における柴山文部科学大臣の「在学中受験についての検討が漏れていた」旨の答弁の真意
  - ウ 法科大学院協会及び日本弁護士連合会に対する意見照会

- a 法務省及び文部科学省からの文書の発出の有無
- b 両団体からの意見書提出の有無
- c 両団体に対して法改正に緊急性がある旨の説明をしたことの有無
- エ 法務省に設置されている司法試験委員会
  - a 同委員会における在学中受験に係る議論の有無
  - b 所掌事務の内容
  - c 司法試験法第 12 条の解釈
  - d 同委員会から意見聴取をする必要性
- (2) 司法試験制度の在り方に関する議論の必要性
- (3) 文部科学大臣の日程表
  - ア 廃棄までの期間及び廃棄方法
  - イ 個人的に日程表を保有する職員の有無
  - ウ 保存期間の見直しを柴山文部科学大臣が指示する必要性

#### 城井崇君（国民）

内閣提出法律案における法科大学院在学中の司法試験受験の認容

- ア 審議会における議論を経て中立性を確保した上で再度法律案を提出する意思の有無
- イ 中立性が確保されているとする具体的根拠
- ウ 法科大学院協会及び日本弁護士連合会以外の利害関係者からの意見聴取に関する資料の有無
- エ 当該意見聴取を行った者
- オ 学会や弁護士団体から提出された反対の意見書に関する記録の有無及び具体的内容
- カ 改革に慎重な意見に対する法務省内における取扱い
- キ 慎重意見を出した関係者の利害関係の強さ
- ク 意見聴取が審議会に代わる検討プロセスとして十分であるという認識の有無
- ケ 在学中受験を認めたことに関しての中立性を確認する場を法案成立後に設定することについての柴山文部科学大臣及び平口法務副大臣の見解

#### 畑野君枝君（共産）

内閣提出法律案

- ア 法科大学院在学中の司法試験受験をする者以外についてはギャップタームが長くなる学生が発生する可能性
- イ 「司法試験法」の改正
  - a 第 4 条における在学中受験の要件である法科大学院において修得する所定科目単位の具体的内容及び履修時期
  - b 同履修時期が既修者コースにあっては 1 年次であることの確認
- ウ 改正後の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」
  - a 大学の責務を定める第 4 条において第 1 号から第 4 号までを新設する理由及び司法試験科目との関係
  - b 第 6 条第 3 項第 4 号における「文部科学省令で定める基準」の具体的内容
- エ 法科大学院における教育と司法試験の内容に関する連携方法及び平成 28 年度から平成 30 年度までの司法試験考査委員に占める法科大学院教員数
- オ 改正後の「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第 13 条第 4 項
  - a 収容定員に関する文部科学・法務両大臣の協議規定を新設する理由
  - b 現在想定されている収容定員数及びその根拠

## 吉川元君（社民）

- (1) 共通到達度確認試験
  - ア 既修者への対象拡大に関する検討状況及び同試験を既修者に課す場合の目的
  - イ 平成30年3月に取りまとめられた「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」における同試験に関する記述
    - a 法学部生への対象拡大に関する検討状況
    - b 同試験結果による司法試験短答式試験の免除に関する検討状況
- (2) 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムにおける45%という加算率の格差の適正性
- (3) 法科大学院生に対する経済的支援が大学任せとなっており、公的支援が薄いとの指摘に対する文部科学省の認識
- (4) 修習資金が貸与制だった平成23年から平成27年までの司法修習生に対し同貸与金の返還免除等の措置を講じる必要性

## 笠浩史君（未来）

- (1) 司法試験予備試験の在り方
  - ア 例外的な措置であるという法務省の認識の有無
  - イ 予備試験の是非も含めた本格的な検討の見通しについての柴山文部科学大臣及び平口法務副大臣の見解
  - ウ 予備試験についての検討のタイムスケジュール
- (2) 法科大学院修了者の司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合が低下している理由及びその対策
- (3) 司法試験合格率以外にも、法科大学院を学生にとって魅力あるものにするための改革に対する柴山文部科学大臣の決意